

教育の内部質保証における点検・評価結果に対する 大学評価本部の検証結果及び改善意見

令和3年4月23日
大学評価本部長（学長）

全学教育内部質保証委員会（以下、質保証委員会）から提出（令和3年1月12日付及び令和3年3月9日付）された「山梨大学教育の内部質保証における点検・評価結果」について、下記のとおり大学評価本部での検証結果及び改善意見を示します。

記

【検証結果】

- ・本学の教育の内部質保証システムについては、教学担当理事をトップに体系化した実施体制が設けられている。そのうえで、各教育プログラム及び各部局において点検作業が行われ、その結果が全学組織においても総括されるなど、関係者すべてが関与した取り組みがなされており、高く評価できる。
- ・基準や作業手順を細かく定めるなどし、それに基づき作業が適切に行われている。これにより共通的な課題の抽出という点で大きな役割を果たしており、内部質保証システムが機能していると評価できる。
- ・令和元年度（学士課程の点検）及び令和2年度（大学院課程、教育環境の点検）については、同システムの試行という位置づけとなっていたものの、各教育プログラム内部質保証委員会において細部に亘り点検されており、現状と課題を把握することができている。
- ・自己点検・評価の実施に留まらず、その結果をステークホルダーミーティングにおいて報告し、関係者からの意見を適切に聴取していることから、自己点検・評価の妥当性が担保されている。
- ・教育内容部会の自己点検・評価においては、教育プログラム間及び部局間で判定結果の基準が統一されていない箇所や、判定結果が芳しくない（Ⅲ未満）にもかかわらず、指摘事項が付されていない箇所等が若干見受けられることから、改めた上で次回の自己点検・評価を実施願いたい。
- ・教育環境部会の自己点検・評価においては、特段改善が必要な事項は無かったが、総括報告文P.4「おわりに」に挙げられている2つの課題について、次回の自己点検・評価までに、質保証委員会を中心に検討願いたい。

【改善意見】

- ・今回の自己点検・評価で明らかとなった課題について、全学的に対応が必要な事項と、部局・教育プログラム単位で対応が必要な事項とに、適切に区別した上で対応を図るとともに、優先順位を決めて計画的に取り組む願いたい。また、自己点検・評価での判定結果がⅢ未満の点検項目については、早急に改善願いたい。

- ・とりわけ、以下の課題については、重点的かつ早急な対応が必要であることから、質保証委員会及び各部会が中心となり改善計画を策定し、大学評価本部へ報告願いたい。
 - ①全ての教育プログラム（学士課程・大学院課程）において、卒業生がDPの全ての要件を満たしているかを確認する方法（学修成果の可視化）をしっかりと定めることが必要。
 - ②全ての教育プログラム（学士課程・大学院課程）において、全学DP及び全学共通教育科目との関係を明確にしたうえで、DP記載の資質・能力と個々の科目の対応関係を明示したカリキュラムマップを作成し公開することが必要。
 - ③大学院課程において、専攻単位だけではなく修士、博士それぞれの課程全体の「3つのポリシー」の策定が必要。
 - ④大学院課程に関する課題を議論する全学的な委員会等を見直すなど、大学院課程の運営について検討が必要。

- ・改善にあたっては、関係する委員会等とも連携しつつ取り組むとともに、質保証委員会や各部会において定期的に進捗状況を確認願いたい。

以上